

- 4 構地内および学内の危険立入禁止場所には立ち入らないこと。
- 5 指定の場所以外で喫煙しないこと。
- 6 満20才未満の者の飲酒、喫煙は法により禁じられている。

(定期健康診断)

第16条 学生は学校保健安全法(昭和33年法律第56号)により、毎年本学で行う健康診断を必ず受けなければならない。

- 2 疾病その他正当の理由により前項の健康診断を受けることができないときは、その事由を付して学務部学生支援担当に届け出なければならない。

(学園の秩序維持)

第17条 学生は学園にふさわしい環境を整えることに協力し、学園の秩序を乱すような行動をしてはならない。

(事故発生時)

第18条 火災、盗難には特に注意し、事故発生の際は事務部に急報するとともに消火、防止に努めること。

附則の一部を省略している。

附 則 この心得は、平成30年4月1日より施行する。

7.5 八戸工業大学履修規程

制定 平成14年2月21日 教授会
改正 令和4年2月24日 教授会

(趣旨)

第1条 この規程は、八戸工業大学学則に規定するものの他、授業科目の履修について必要な事項を定める。

(学科、コース及びプログラムの履修等)

第2条 授業科目(以下「科目」という。)及び単位数は、学則別表第1に定めるとおりとする。

- 2 学則第23条第3項に規定する工学科の各コースの修了要件として、履修プログラムを次のとおり定める。

学部	学科	コース	履修プログラム
工学部	工学科	機械工学	機械工学 機械工学総合 自動車工学
		電気電子通信工学	電気電子通信工学
		システム情報工学	システム情報工学
		生命環境科学	生命環境科学
		建築・土木工学	建築学 土木工学

- 一 コースは入学時に選択し、2年進級時に決定とする。なお、コースの状況により受入人数を調整することがある。
 - 二 教育上必要と認められる場合は、3年進級時のコース変更を許可することがある。
 - 三 学生は、いずれかのコースを修了するために、別表1に定める要件を満足するよう履修しなければならない。
- 3 学生は、感性デザイン学科を卒業するために、別表2に定める要件を満足するよう履修しなければならない。

- 4 学則第23条第4項に規定する分野横断型のプログラムとして、発展プログラム、数理・データサイエンス・AI教育プログラム及び特別養成プログラムを次のとおり定める。各プログラムの履修科目等は別表3に定めるとおりとする。

学部	学科	コース	発展プログラム	数理・データサイエンス・AI教育プログラム	特別養成プログラム
工学部	工学科	機 械 工 学	原 子 力 工 学 ロ ボ ッ ト 工 学	リテラシーレベル	スーパーエンジニア養成
		電気電子通信工学			
		システム情報工学			
		生命環境科学	海洋学(海洋生態)		
		建築・土木工学	海洋学(海洋土木)		
感性デザイン学部	感性デザイン学科	—	—		地域活性化リーダー養成

(履修登録と履修)

第3条 科目の履修にあたっては、当該年度に履修しようとする全科目について履修登録を行わなければならない。

- 2 履修登録の時期は、学年の初めとし、所定の期間をすぎた履修登録は原則として認めない。
- 3 履修登録しない科目は、受講しても単位は与えない。
- 4 上位学年次に配置される科目は、履修登録することはできない。ただし、科目担当教員の判断により、留年した学生に限り履修登録を認める場合がある。
- 5 第8条第4項の受講免除科目を除き、同一時限に行われる科目を2科目以上重複して履修登録することはできない。
- 6 履修登録の有効期限は、当該年度限りとする。
- 7 欠席した授業については、学生自身が自学自習によって補うことを原則とする。ただし、科目担当教員の判断により、課題・補習等を課す場合がある。

(履修登録の修正)

第4条 履修登録科目の修正は、各学期の所定の期間において行うことができる。

(履修登録単位数の上限)

第5条 当該年度において履修登録することができる単位数の上限は、前期開講科目24単位以内、後期開講科目24単位以内、かつ年間合計44単位までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は履修登録単位数の上限を超えて登録することができる。
 - 一 前学年の年度GPAが2.8以上の学生は、前期開講科目28単位以内、後期開講科目28単位以内、かつ年間合計48単位まで履修登録できる。
 - 二 学科長が特に必要と認める学生にあつては、履修登録単位数の上限を超えて登録することができる。
- 3 通年開講科目の履修登録単位数は、その2分の1をそれぞれ各学期の履修単位数に算入するものとする。
- 4 次の各号の授業科目の単位数は、履修登録することができる単位数の上限には含まれない。
 - 一 キャリアデザインⅠ、キャリアデザインⅡ、キャリアデザインⅢ
 - 二 集中講義科目
 - 三 進級要件・卒業要件に算入されない科目(教職関連科目、リメディアル科目等)
 - 四 学則別表第1に定める特別専攻科目
 - 五 受講免除科目
 - 六 認定科目
 - 七 長期休業期間に開講される科目

(履修の制限)

第6条 授業内容、施設等の状況、習熟度によって、履修を制限することがある。

- 2 第2条第4項に定める分野横断型のプログラムによっては、対象学科又はコース以外の学生の履修を制限することがある。

(成績の評価と単位の修得)

第7条 成績の評価は科目担当教員が行い、評価は次のとおりとする。

評価	評価の点数	合否
S	90点以上～100点	合格
A	80点以上～90点未満	
B	70点以上～80点未満	
C	60点以上～70点未満	
D	60点未満	不合格

- 2 単位の修得は、上表の合格の場合に認定される。ただし、学費等の未納期間の単位は認定されない。

(再履修登録)

第8条 単位が認定されなかった科目(以下「再履修科目」という。)は次の年度以降に履修することができる。

- 2 必修科目を指定の年次に修得できなかったときは、その科目を他に優先して履修しなければならない。
- 3 単位が認定された科目は、再び履修登録することができない。
- 4 再履修科目の履修登録にあたり、科目担当教員が認めた場合は、受講を免除することがある。

(他学部・他学科科目の履修)

第9条 所属学科以外の科目(講義科目)を履修したいときは、所定の手続きを経て10単位を限度として進級要件、卒業要件の選択科目の単位として修得することができる。

(単位互換科目の履修)

第10条 単位互換協定を締結した他大学において開講される科目を履修したいときは、所定の手続きを経て30単位を限度として進級要件、卒業要件の選択科目の単位として修得することができる。ただし、1学年の履修は認めない。

(成績の通知)

第11条 成績は、所定の学業成績通知書をもって本人および保護者に通知する。

- 2 学業成績通知書には、評価をS、A、B、C、Dで記載し、あわせてGPA(Grade Point Average)を記載する。
- 3 GPAの取り扱いについては別に定める。

(定期試験)

第12条 定期試験は年2回各学期末の一定期間に行う。

- 2 試験の時間割は試験実施の2週間前に公表する。
- 3 試験は原則として筆答によるが、平常の成績のほか、レポート、口答および実技をもって試験に代えることができる。

(追試験)

第13条 学生に病気、その他やむを得ぬ事情が生じて、定期試験を受けられないときは追試験の機会を与える。

- 2 追試験受験の可否の判定は学生の願い出(医師の診断書、保証人の証明書など添付)にもとづき科目担当教員が行う。
- 3 追試験を受けようとする者は、追試験時まで追試験受験手続きを行わなければならない。追試験料は別表4のとおりとする。

(再試験)

第14条 定期試験、追試験に合格できなかった者に対して、再試験の機会を与えることがある。

- 2 再試験の受験資格は、科目担当教員の認定による。
- 3 再試験を受けようとする者は、再試験時まで再試験受験手続きを行わなければならない。再試験料は別表4のとおりとする。
- 4 再試験の成績は、定期試験と同等またはそれ以上の基準で評価する。

(受験資格)

第15条 定期試験の受験資格は次の要件を満たした者に与える。

- 一 当該科目の履修登録をしていること。
- 二 原則として、出席時数が授業時数の3分の2以上であること。ただし、実験、実習、演習および実技科目については、これ以上の出席時数を必要とする場合がある。
- 三 教授会において特に失格条件がないことを認められていること。ただし、二の号に関して考慮すべき事情のある学生は科目担当教員に届け出て、科目担当教員が受験資格の有無を判定する。

(進級要件)

第16条 各学年において上位の学年に進級するためには、別表5の要件を満たしていなければならない。

(受験の心得)

第17条 学生は学生証を持参し、指示する座席につき厳正に受験しなければならない。なお、学生証を携帯していない場合は、受験票(学生証不携帯)の交付を受けて受験しなければならない。受験票(学生証不携帯)の交付手数料は別表2のとおりとする。

- 2 原則として、試験開始20分後の入場を認めない。また、試験開始後30分以上経過するまで退場を認めない。
- 3 試験は監督教員の指示で行われる。試験に際し、不正行為を行った学生には学則第57条により懲戒を行う。かつ、その学期に受験した科目はすべて零点とする。
- 4 実験、実習、製図および実技科目については、開講学年において単位を修得することを原則とし、修得できない場合は以後の履修科目を制限することがある。

(規程の改廃)

第18条 本規程の改廃は、教授会の議を経て学長が行う。

附 則

1. この規程は、令和4年4月1日から施行する。
2. 令和3年度以前に入学した学生については従前の規定を適用する。

7.8 八戸工業大学GPA取り扱い要項

制定 平成23年1月6日（教務委員会）

改正 平成26年2月25日（教務委員会）

改正 令和4年3月9日（教務委員会）

（目的）

第1条 この要項は、八戸工業大学（以下「本学」という。）履修規程第11条および同大学院履修規程第7条（以下「履修規程」という。）に規定するGPA(Grade Point Average)の取り扱いについて必要な事項を定める。

（定義）

第2条 GPAとは、履修した科目の成績をGP(Grade Point)により点数化し、1単位あたりの平均値を求めたものをいう。

2 GPA算出の対象とする科目は、次の各号を除く科目とする。

- 一 教職関連科目等で、卒業または修了要件に算入しない科目
- 二 編入学・転入学等により入学した学生の既修得科目について単位認定した科目
- 三 卒業または修了要件に算入される科目のうち別表1に定める科目

（GP）

第3条 履修規程第7条に規定する成績評価とGPとの対応は次のとおりとする。

評価 (Grade)	GP
S	4
A	3
B	2
C	1
D	0

（GPAの種類および計算方法）

第4条 GPAは、当該期間に履修した第2条2項に定めるGPA対象科目について、「学期GPA」、「年度GPA」、「累積GPA」に区分し、各区分の定める方法により計算するものとし、計算値は小数点第3位以下を切り捨てて表記する。

GPAの計算式

$$\text{学期GPA} = \frac{\text{当該学期における(修得した科目の単位数} \times \text{GP)の計}}{\text{当該学期における評価を受けた科目の単位数の計}}$$

$$\text{年度GPA} = \frac{\text{当該年度における(修得した科目の単位数} \times \text{GP)の計}}{\text{当該年度における評価を受けた科目の単位数の計}}$$

$$\text{累積GPA} = \frac{\text{入学以降に(修得した科目の単位数} \times \text{GP)の計}}{\text{入学以降に評価を受けた科目の単位数の計}}$$

(GPA計算期日)

第5条 GPAの計算は、学期ごとに所定の期日までに確定した成績に基づいて行う。

- 2 GPA計算の期日は、原則として前期9月25日、後期3月25日とする。ただし、必要に応じて期日前にGPAを仮算出する場合がある。

(GPAの通知)

第6条 前条で計算したGPAは学業成績通知書に記載し、その計算方法、意義および推奨値とともに学生と保護者に通知する。

(成績証明書への記載)

第7条 成績証明書にはGPAの記載は行わない。

- 2 前項にかかわらず、申請者からGPAを記載した成績証明書の発行請求があった場合には「累積GPA」を成績証明書に記載する。なお、この場合においてはGPA算出の根拠となる不合格科目も併せて記載する。

(GPAの利用)

第8条 GPAは次の各号に示す事項の指標・基準等に使用することがある。

- 一 クラス分け、研究室配属など授業運営に係る指標
- 二 学業成績優秀者への顕彰などの選考基準
- 三 特待生・奨学生などの選考基準
- 四 履修指導・学修指導の指標
- 五 進級・卒業に係わる指標
- 六 就職試験等の推薦者選考基準
- 七 各種統計・調査
- 八 その他、本学の教育研究および活動に必要な事項

(その他)

第9条 この要項に定めのない、GPA制度運用に必要な事項については別に定める。

(改廃)

第10条 この要項の改廃については、教務委員会および学務委員会が行う。

附 則 この要項は、平成23年度入学生から適用する。

別表1 卒業または修了要件に算入される科目のうち、GPA算出の対象としない科目

平成23年度入学生～	八戸学院大学(旧八戸大学)との単位互換科目
------------	-----------------------